

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちよう にゆうかん
出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお知らせ

にゆうかん ひと あつ あたら にはん ひろ
入管にはたくさんの方が集まります。新しいコロナウイルスが、日本で広がらないようにす
るために、にゆうかん しょうい だ とくべつ つく
るために、入管に書類を出すときの特別なルールを作りました。

れい (例) いつものルール → とくべつ 特別なルール

いま ざいりゆう か ざいりゆうきげん なが にほん
今の「在留カード」に書いてある在留期限より、長く日本にいたいときは、
ざいりゆうきげん す まえ にゆうかん い しょうい だ
在留期限が過ぎる前に、入管に行って、書類を出します。

→ いま ざいりゆう か ざいりゆうきげん ねん がつ にち がつ にち
今の「在留カード」に書いてある在留期限が、2020年3月1日から3月31日ま
でのときは、ざいりゆう か ざいりゆうきげん げつ す ひ にゆうかん
「在留カード」に書いてある在留期限から1か月が過ぎる日までに、入管
い しょうい だ
に行って、書類を出すことができます。

にほん あか う
日本で赤ちゃんが生まれたとき
あか こくせき にほん
・赤ちゃんの国籍が日本ではない
う にち なが にほん
・生まれてから60日より長く日本にいる
ときは、う ひ にちいない にゆうかん しょうい だ
生まれた日から30日以内に、入管に書類を出して、
う ひ にちいない ざいりゆう
生まれた日から60日以内に、「在留カード」をもらいます。

→ あか ねん がつ にち がつ にち あいだ う
赤ちゃんが、2020年1月31日から3月1日の間に、生まれたときは、生まれてか
らにちめ げつご にゆうかん い しょうい だ
ら61日目の1か月後までに、入管に行って、書類を出すことができます。

★ かんこう にほん き ひと にほん で じゅんびきかん ひと とくべつ つか
観光で日本に来ている人と日本を出るための準備期間の人は、特別なルールは使えません。
あたら げんいん じぶん くに かえ ざいりゆうきげん
新しいコロナウイルスが原因で、自分の国に帰ることができなくなったときは、在留期限が

過ぎる前に、入管に行って、書類を出します。

- ★ 在留期限を長くするために必要なことや赤ちゃんが生まれたときに必要なことは、「生活・仕事ガイドブック」を見てください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00062.html

- ★ わからないときは、入管 (Regional Immigration Services Bureau 出入国在留管理局) に質問してください。

外国人在留総合インフォメーションセンター (月～金 8:30～17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、PHS、外国から)

地方出入国在留管理局

札幌出入国在留管理局

TEL 011-261-7502

仙台出入国在留管理局

TEL 022-256-6076

東京出入国在留管理局

TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP、PHS、外国から)

横浜支局

TEL 045-769-1720

名古屋出入国在留管理局

TEL 052-559-2150

大阪出入国在留管理局

TEL 06-4703-2100

神戸支局

TEL 078-391-6377

広島出入国在留管理局

TEL 082-221-4411

高松出入国在留管理局

TEL 087-822-5852

福岡出入国在留管理局

TEL 092-717-5420

那覇支局

TEL 098-832-4185